

令和2年度青森県主任介護支援専門員研修 受講案内

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする。

2 実施機関

青森県から公益社団法人青森県介護支援専門員協会に委託して実施する。
受講申込受付、受講決定及び研修修了証明書交付は、青森県高齢福祉保険課が行う。

3 内容、日程及び会場

別紙1「令和2年度青森県主任介護支援専門員研修日程」のとおり。

4 受講対象者

青森県内に勤務している**現任の介護支援専門員**のうち、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、次の**受講要件**及び**実務経験要件**の両方を満たす者とする。

受講要件

令和2年10月末現在、次の(1)または(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 介護支援専門員専門研修の課程Ⅰと課程Ⅱの両方を修了した者。
- (2) 介護支援専門員更新研修（実務経験者向け）を修了した者。

※ 実務経験者がケアマネ証を更新している場合は(1)または(2)の要件を満たしています。

実務経験要件

令和2年10月末現在、次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のいずれかに該当すること。

(ただし、実務経験期間は実際に業務に従事した期間とし、産前産後休暇、育児休業の期間は算定されないこと。)

- (1) 専任（常勤かつ専従の勤務をいう。以下同じ。）の介護支援専門員として従事した実務経験期間が通算して5年（60か月）以上である者
(ただし、指定居宅介護支援事業所管理者との兼務は期間に算定可とする。)
- (2) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任の介護支援専門員として従事した実務経験期間が通算して3年（36か月）以上である者
- (3) ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者

- (4) 市町村直営の地域包括支援センターに配置されている者であって、地域の介護支援専門員への指導支援等に関し十分な知識及び能力を有する者として市町村長からの推薦を受けた者
なお、この場合は、次の①と②の両方の要件を満たすこと。

- ① 平成21年度以前に県が実施した地域包括支援センター現任者研修または平成22年度以降に県が実施した地域包括支援センター職員研修を修了した者
- ② 居宅サービス計画または介護予防サービス計画作成業務に従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者

- (5) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

なお、この場合は、次の①と②の両方の要件を満たすこと。

- ① 専任・兼任問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者
- ② 次のaまたはbのいずれかを満たすこと
 - a) 青森県及び青森県指定研修実施機関が実施した次のいずれかの研修の講師、研修指導者を2年以上継続的に担当した者
〈平成18年度以降〉
実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修、再研修、更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護予防支援従事者研修
 - 〈平成17年度以前〉
実務研修、現任研修
- b) 他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う能力がある者として、事業所が特別に処遇している者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者を除く。）

※〈注意〉実務経験について

実務経験とは、事業所等において、専任の介護支援専門員として、介護サービス計画書の作成を行うことをいう。

- ▽ 事業所等において就労した場合でも、要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っているのみでサービス計画の作成を行っていない場合は、**実務経験として認められないこと。**

- ▽ 居宅介護支援事業所については、基準上、介護支援専門員である常勤の管理者を置くことになっているため、管理者との兼務の場合でも実務経験があると認められる（専任期間に含めることができる）こと。その他の事業所または施設における兼務は認めない。

6 受講手数料及びテキスト料

(1) 金額

受講手数料 37,000円、テキスト料 10,000円

(2) 納付方法

- ・ 納付の詳細については、受講決定通知にて通知する。
- ・ 支払後に受講手数料とテキスト料は返金できない。

7 受講申込方法

次の必要書類を県庁（青森県高齢福祉保険課）あて郵送により提出すること。

また、封筒の表面に朱書きで「主任ケアマネ研修申込書 在中」と記載すること。

(1) 介護支援専門員証の写し（有効期間内のもの）

(2) 研修受講申込書〔別紙2 または 別紙3〕

- ・ 地域包括支援センターに配置されている者については、別紙2「令和2年度青森県主任介護支援専門員研修受講申込書〔地域包括支援センター用〕」を提出
- ・ それ以外の者については、別紙3「令和2年度青森県主任介護支援専門員研修受講申込書〔施設・事業所用〕」を提出

(3) 別表【添付書類一覧】に掲げる添付書類

8 受講申込期限 令和2年10月16日（金）必着

※ 添付書類を含め、必要書類の不備・不足がないよう確認の上、提出すること。

9 受講の決定

受講の可否（受講決定通知）については、市町村長または施設長及び事業所長に通知します。

なお、受講申込者が定員を超える場合は、基本的に以下の順で選考します。

- (1) 地域包括支援センターに主任介護支援専門員に準ずる者として配置されている者及び今後、地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置される予定の者
- (2) 管理者一人で運営している居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- (3) 特定事業所加算を取得予定の居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- (4) (2)及び(3)に該当しない居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- (5) (1)から(4)に該当しない施設及び事業所の介護支援専門員

10 修了証明書の交付

研修課程の全日程を修了した者に交付する。

1 1 研修受講に当たっての留意事項

- (1) 研修科目のうち、12月7日(月)から行う「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開①～④」において、最低1事例を提出することのできる者を申込者とすること。

なお、個別事例の提出方法などについては、受講決定通知の際にお知らせします。

※ 演習は、自らの事例からアセスメントの視点を磨くために行うものであり、事例を準備できなければ科目を履修することができず、その科目を修了したとは認められないこと。

- (2) 受講要件等に不正が発覚した時は、その時点で受講決定または修了を取消しとする。
- (3) 講義中、携帯電話やパソコンの使用など、講義内容と関係のない行為は慎むこと。
なお、講義中は携帯電話等の電源を切るなど、研修の円滑な進行に配慮すること。
- (4) 研修の実施を妨げるような行為が認められ、研修実施者の注意に従わない場合は、その時点で受講不可とする場合があること。
- (5) 欠席・遅刻・早退は認められないこと。また、講師に無断で講義途中で退出をした場合は、欠席扱いとする場合があること。

1 2 研修修了後の修了者名簿について

研修修了後、修了者の氏名、生年月日、所属及び連絡先を記載した修了者名簿を作成するが、当該名簿に基づき、青森県または青森県が研修実施機関として指定する青森県介護支援専門員協会が、介護支援専門員の養成・資質向上を図る各研修の講師を依頼することがある。

【問合せ先・受講申込先】

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 青森県庁
青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課 介護人材支援グループ
介護支援専門員担当

電話 017-734-9298 FAX 017-734-8090